平成２１年（フ）第５８号
山梨県富士吉田市上吉田6150番地の３
債務者　吉田かえで
１　決定年月日時　平成21年10月14日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２１年（フ）第３１９号
長野県松本市安曇126番地２　ベルハイツ大野田Ｂ110
債務者　伴場　行芳
１　決定年月日時　平成21年10月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第３２１号
長野県大町市大町4312番地１
債務者　金沢美貴子
１　決定年月日時　平成21年10月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第４４６号
岐阜県羽島市足近町北宿418番地１
債務者　水野　みさ
１　決定年月日時　平成21年10月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第４５８号
岐阜県羽島市上中町長間1267番地１　サン・ベルドミールＡ―202号室
債務者　後藤　康貴
１　決定年月日時　平成21年10月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第４９０号
岐阜県羽島郡岐南町みやまち１丁目161番地の２　ＨＯＳ―301号室
債務者　菊池　俊哉
１　決定年月日時　平成21年10月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第５４４号
岐阜市山吹町４丁目73番地
債務者　佐野　未由
１　決定年月日時　平成21年10月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第２１６５号
名古屋市天白区中平５丁目2105番地　中平住宅１棟101号
債務者　杉浦　一伸
１　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２５２３号
名古屋市西区中沼町235番地　市営平田荘４棟605号
債務者　鈴木　珠代
１　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２５７５号
愛知県弥富市平島町西勘助68番地
債務者　岡田　育美（旧姓木下）
１　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２５７６号
愛知県弥富市平島町西勘助68番地
債務者　岡田　　誠
１　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２６９３号
名古屋市北区金城３丁目７番16号　金城ハウス２Ｆ―37号
債務者　三浦　民夫
１　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２７４８号
名古屋市中村区八社２丁目164番地　県営中村住宅１棟527号
債務者　加藤　　学
１　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２７７５号
名古屋市千種区新池町４丁目１番地　東山レジデンス303号
債務者　太田　　泉
１　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５１４号
愛知県岡崎市鴨田町字広元５番地
債務者　渡邊　建一
１　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第５８８号
愛知県豊田市平芝町６丁目38番地20　ヴェルデサカエ101号、申立時の住所愛知県豊田市京町４丁目９番地３　グローリアス豊田梅坪東第２　701号
債務者　高橋　久子
１　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第１１４号
三重県名張市すずらん台東４番町18番地
債務者　矢倉　裕子
１　決定年月日時　平成21年10月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第２３１号
滋賀県野洲市行畑１丁目14番１―406号　ボンフレールⅡ、前住所大津市大江２丁目11番８―２号
債務者　横井装飾こと　横井　　正
１　決定年月日時　平成21年10月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
大津地方裁判所民事部